

知財強国政策下の中国における知財の行方

著者	胡 勇, 星野 豊
著者別名	HOSHINO Yutaka
内容記述	日本知財学会 第16回年次学術研究発表会 日程：2018年12月1日（土）～12月2日（日） 会場：大阪工業大学梅田キャンパス OIT梅田タワ ー
発行年	2018-12
URL	http://hdl.handle.net/2241/00153981

208

知財強国政策下の中国における知財の行方

(筑波大学大学院修士修了) 胡勇・(筑波大学准教授) 星野豊

Where is the Goal of China under the Policy as a Powerful Country in Intellectual Property?

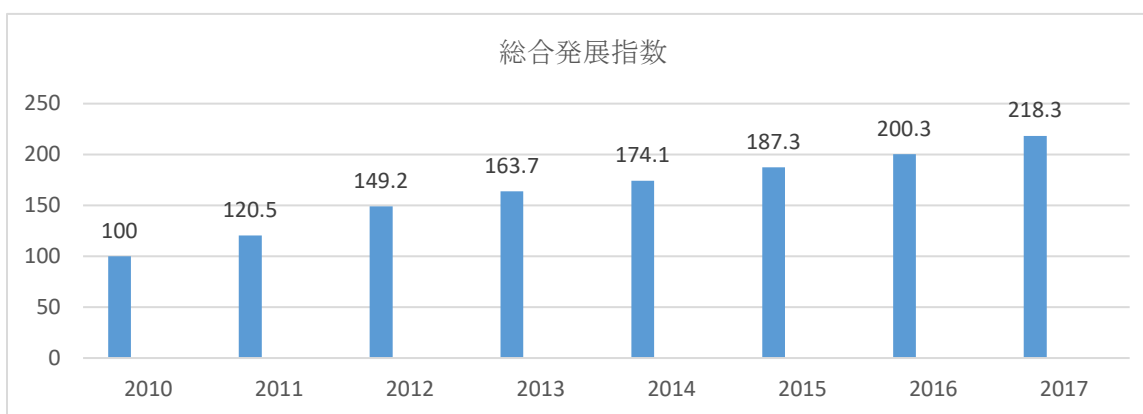
LL.M. of University of Tsukuba, Hu Yong; Associate Professor of University of Tsukuba, Yutaka HOSHINO

キーワード; 中国の知財政策、知財強国

2008 年に、中国の国務院は「国家知的財産権戦略概要」を発行し、知的財産権の発展及び保護 10 年間計画が作られ、中国の知財政策は国家戦略レベルまで昇格した。その後、2015 年に「国務院新形勢下知的財産権強国建設に関する若干意見」が実施され、2018 年 3 月には、全国人民代表大会の議案にも取り入れられた。「模倣氾濫国」というイメージだった中国は、知的財産権国家戦略として、10 年間発展計画後の現在、一体どうなっているだろうか、本発表は、過去 10 年間の中国における知的財産権の地域別発展状況、全国総合発展状況、その他主要国家知的財産権発展状況との比較等視点から解説しつつ、2018 年から施行された「更なる国家知的財産権戦略の建設及び知的財産権強国計画の推進に関して」の内容を分析し、今後の中国知的財産権の行方を検討してみる。

一、中国全国の知的財産権総合発展状況について

知的財産権 10 年間発展計画に対し、主に創造力発展状況、運用発展状況、保護力発展状況、知的財産環境発展状況等を基準として評価した。例えば 2010 年は創造力、運用、保護力、環境状況の総合発展レベルは 100 基準とすると、2017 年は 218.3 まで至った。下記の図から、この 10 年間知的財産権総合発展は、安定して発展を遂げたことが分かるだろう。



具体的には、以下のとおりである。

I 創造発展レベルは益々アップしている: 2017 年、全年度発明特許申請数は 138.2 万件あり、前年度と比べ 14.2% 伸び、7 年間連続世界首位となって、1 万人毎の発明特許数は 9.8

件である。PCT 国際特許の申請受理量は 5.1 万件で、前年度と比べ 12.5% 増、世界第 2 位となった。商標申請受理数は 574.8 万件で、前年度と比べ 55.72% 増加率があり、16 年間連続世界第 1 位で、累計有効出願商標は 1492 万件である。また、マドリッド国際商標出願提出量は 4810 件で、世界第 3 位である。その他、作品、計算機ソフト著作権の登記は 200.2 万件と 74.54 万件であり、前年度から 25.15% と 82.79% 伸びた。

II 運用発展レベルは平穩に発展している： 知的財産権運用の発展については、2013 年まではハイスピードで発展していたが、2013 年後平穩に伸びている状態である。具体的には、2017 年 1 年間の特許権譲渡数は 19.5 万件で、前年度比 41.3% 増、特許権質権融資金額は 720 億人民元、著作権質権登記は 299 件で、関係債務金額は 29.74 億元である。また、技術市場取引金額は 11406.98 億元で、知的財産権使用料総計は 251.4 億米ドルまで達している。

III 保護力発展レベルはアップしている： 2017 年、知的財産権保護発展指数は 10 年前より 3 倍近くアップし、中国における知的財産権に対する保護力はこの 10 年間大幅改善した。具体的には、2017 年まで、年間特許行政取締案件数は 6.7 万件、商標行政取締案件数は 3.01 万件、関係金額は 3.33 億人民元だった。また、税関が輸入出知的財産権侵害貨物に対する調査は 1.91 万件だった。この期間で、南京、蘇州、武漢等 11 箇所で知的財産特別裁判所が設立され、全国の民事、行政、刑事知的財産権案件 20.30 万件が審決された。このうち、知的財産権侵害で 4272 人が逮捕された。

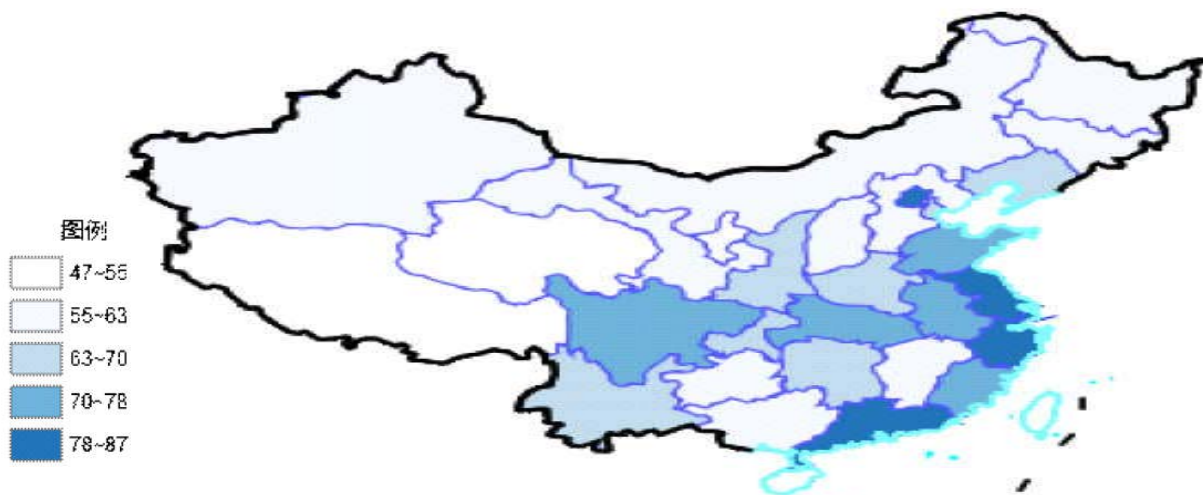
IV 知的財産環境発展レベルの進歩は明らかである： 例えば 2010 年の発展指数を 100 とすると、2017 年の知的財産発展指数は 241.2 まで至っている。知的財産と関わるサービス提供機関、従業員数及び国民の知的財産権意識が迅速に高まっている。2017 年まで、知的財産権サービス提供機構は 3.5 万社となり、1 万人毎の特許申請数は 25.4 件、1 万人毎の商標申請数は 38.8 件、1 万人毎の著作権登記数は 19.9 件まで達していて、知的財産権保護社会満足度は 76.69 点を取っている。

二、地域別知的財産権発展状況について

地域によって、経済格差が激しいのと同じく、知的財産権発展状況の差も激しい。次頁の図を見れば、その差が分かるだろう。

説明すると、経済発展中心の沿海部の知的財産権の発展はその他の地域よりレベルが高い。そのうち、広東省、北京、上海、江蘇省は発展状況が最も高い、浙江省、山東省と福建省は次のラインとなっており、西部の寧夏自治区、青海省、チベット自治区と南の海南省は最も遅れている。言い換えれば、知的財産権総合発展レベルが高い地域は、創造力レベル、運用レベル、知的財産権案件量、知的財産権保護レベル、知的財産環境評価等各評価とも高い。具体的には、知的財産権案件量、知的財産権保護レベル、知的財産環境評価等各評価とも高い。具体的には、創造力レベルでは、北京、上海、広東省がトップで、江蘇省、浙江省は第 2 ランク、次は四川省、福建省、山東省等中部地域、最も低いのは青海省で、創造力指数は 48.67 点しか取れていない。特許権、商標権登録数から見ると、広東省の登録数がトップで、著作権の登記は主に北京、江蘇省、上海に集中している。運用発展状況については、運用の規模及び得る利益から言うと、広東省、北京、江蘇省、山東省、上海、浙江省は第 1 ランク、安徽省、湖北省等は第 2 ランク、最後

位はチベット自治区であることが分かる。その内、特許申請、ライセンス許可及び譲渡、商標使用許可、譲渡等規模は広東省が他の地域より圧倒的に大きい。知的財産権保護発展状況の面では、トップランクは広東省、江蘇省、浙江省及び上海で、第 2 ランクは北京、福建省、山東省、安徽省及び湖北省、最後位はチベット自治区と青海省である。その内、知的財産権行政保護指数は広東省、浙江省、江蘇省が 4 年間連続トップ 3 位を占めている。また、知的財産権環境発展状況の判断基準となる知的財産権制度の整備化、サービスレベル及び知的財産権権利意識については、上海、北京、広東省、山東省、浙江省、江蘇省及び安徽省は他の地域より発展しており、海南省とチベット自治区は最も遅れている、とされる。その内、知的財産権制度環境面では山東省が連続 6 年間全国首位で、知的財産サービスレベル面では北京、広東省、上海、江蘇省、浙江省と山東省がトップランク、知的財産権権利意識面では、北京、上海、江蘇省、広東省がトップランクを占めている。



要するに、各地域で比較すると、知的財産権の発展状況の差が大きい。すなわち、首都、東南沿海部等経済発達の地域は知的財産権発展レベルが高いのに対して、西部地域と海南島は知的財産権制度、権利意識等は経済先進地域と比べ、極めて大きな差が存在している。

三、他の主要国との国際比較

知的財産強国政策が実施されて 10 年間を経て、中国の知的財産権発展状況は益々発展し、世界ランキングも上がり、顕著な進歩を遂げた一方、米国、日本、韓国等国との差は依然として存在している。知的財産権総合的な発展状況では、米国、日本、韓国三カ国はトップ 3 位を占め、中国は 2012 年の第 19 位から、2016 年にはオランダ、ドイツ、スイス、フィンランド、スウェーデン、英国に続く第 10 位にまで至っており、世界ランキングの昇進スピードが速い。一方、知的財産権能力、業績、環境面では先進国と大きな差があり、この差は暫く継続することが見込まれる。また、知的財産権環境の面では、中間の第 29 位で、トップランクの韓国、フィンランド、日本と相当な差がある。知的財産権環境とは制度、市場及び文化環境により構成され、10 年間に渡った制度の創設については、比較的高い評価を得たが、市場環境及び文化環境ではまだまだ改善する必要があると指摘されている。

四、新知財強国戦略 10 年計画の実施

2017 年には、第 1 次 10 年計画が終了し、知的財産権発展上遂げた業績を評価した一方、不十分な点に対する改善案、所謂第 2 次知的財産権発展 10 年計画が立てられ、「国家知的財産権戦略を深く実施する及び知的財産強国建設を加速推進する計画」(以下「2017 年知財強国計画という」)が発行された。2017 年知財強国計画は、主に、如何に知的財産権に関する制度を整備するか、如何に知的財産権保護レベル、知的財産権の創造及び運用レベルをアップするか等について定められている。

I 知的財産権分野を深く改革すること: 知的財産権管理システムに対する改革として、知的財産権を監督管理する政府部門間の権限等が明確でない現状に対し、知的財産局、工商総局、出版権局、発展改革委員会等主管部門の権限、責任が整備された。また、知的財産権に関する重大な政策を整備すること、具体的には、知的財産権も政府部門及び責任者の評価内容の 1 つとし、国防知的財産権の帰属及利益配当について立法、知的財産サービス評価基準制定の検討、イノベーション環境を營造すること、さらに、知的財産業者に対する管理改革、例えば、特許代理人許可制限規定緩和、特許(商標)代理事務所を厳しく監督する、知的財産権保護公証制度を制定する等も定められている。

II 知的財産権を厳格に保護すること: 主に、法規定の整備、保護制度の創設、重点分野での特別取締、日常監督管理の強化等の面から改善が提案された。具体的には、法規定整備では、「専利法(特許法)第 4 回改正及び「専利代理条例」立法の推進、著作権法の第 3 回改正、知的財産権濫用行為の監督及び知的財産権濫用独占認定基準の立法、等 26 部現行法の改定及び新法の立法が計画された。保護制度創設では、知的財産権民事、行政及び刑事案件審理の「三合一」を試行し、南京、蘇州、武漢及び成都で特別な知的財産権裁判所を設立することを検討する。検察は監督責任を負い、影響が大きい知的財産犯罪案件を厳しく取締る。日常管理監督では、日常上一般的な監督制度を強化するほか、税関は輸入出商品の知的財産権を管理するシステムを導入し、知的財産権の税関保護届出制度を制定することが新たに定められた。

III 知的財産権の創造運用を促進すること: 2017 年知財強国計画には、知的財産権創造の質をアップするため、発明特許の質を確保する制度を整備し、質保障及び業務指導システム建設及び審査フィードバック制度の導入を検討する、特許複審及び無効優先審査、短期間案件審査モデル、集中審査制度を試してみるほか、知的財産権総合運用を強化する分野では、科技成果を移転する制度を整備し、関連ファンドの設立を加速実施すること、知的財産権のグローバルライセンス許可及び譲渡のガイドブックを作成すること、企業ブランド力を上げて、国家ブランド計画を推進すること、知的財産権信用担保制度及び融資制度を整備すること、知的財産権認証制度を建設すること等知的財産権の運用を幅広く広げること、等が目指されている。

終わりに

知的財産権の発展は益々注目され、全国人民代表大会のみならず、中国共産党党大会の議案にも入った。知的財産権国家戦略を実施し、2020 年に中国は知的財産権創造、運用、保護及び管理レベルが高い国家になる目標は達成できるだろうか。少なくとも、中国の知的財産権の状況は各方面で改善され、今後さらに進歩を遂げること自体は、期待できるものと考えられる。